

資料編

1 文化芸術基本法

(平成十三年法律第百四十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条―第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等し

く、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他

の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 千葉県文化芸術の振興に関する条例

平成三十年十月十九日

条例第五十五号

文化芸術は、人が本来的にもつ情動の発露である。

文化芸術は、一人ひとりの個性を育み、生きる喜び、感動、安らぎをもたらすものである。

文化芸術は、人々が相互に理解し尊重しあう場を提供し、ひいては平和に寄与するものである。

私たちが暮らす千葉県は、三方を海に囲まれ、変化に富んだ美しい海岸線と肥沃な大地に恵まれ、四季折々の彩り豊かな花、湖沼や谷津などの美しい水辺、緑豊かな里山に恵まれた郷土である。温暖湿潤な気候と自然の恵みは、古代から人々に豊かな暮らしをもたらし、貝塚をはじめとする遺跡や、伝統芸能、祭り、郷土料理などの地域固有の文化が今に受け継がれてきた。

また、我が県は、人や物、情報が活発に交流する中で、様々な文化芸術活動が盛んに行われており、伝統芸能からメディア芸術まで県内各地に多様な文化芸術を花開かせてきた。

こうした房総の特性を活かし、県民が文化芸術に親しむ土壌を醸成するとともに、世界との交流の扉を有する地にふさわしく、我が千葉県の文化芸術を広く国の内外に発信しなければならない。

私たちは、郷土への誇りと愛着を深め、先人が創りあげた文化の継承と新たな創造を決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の礎である表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性や専門性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の特色を反映した文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術が県民共通の財産として生まれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県の文化芸術及びその魅力が、県内はもとより、国内外へ発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する文化芸術に関する施策について、情報提供、必要な助言その他の支援に努めるものとする。

（県民の関心及び理解）

第四条 県は、県民が文化芸術を享受し、創造することができるとともに、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めなければならない。

（国、他の地方公共団体、文化芸術団体等との連携）

第五条 県は、基本理念の実現を図るため、国、他の地方公共団体、文化芸術団体、大学その他の教育研究機関、民間事業者その他の関係者（以下「文化芸術団体等」という。）等と相互に連携を図り、その能力を活用するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第六条 県は、文化芸術に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術推進基本計画）

第七条 県は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画を定めなければならない。

2 前項の計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、第一項の計画を定めるに当たっては、あらかじめ、文化芸術団体等の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。

4 知事は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

（芸術の振興）

第八条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 県は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用等）

第十三条 県は、歴史、風土等に培われてきた有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等の把握及び調査に努めるとともに、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、郷土についての歴史的価値がある文書及び記録が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 県は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、地域の歴史、風土等に培われてきた地域固有の行事、祭り、伝統的な農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に関する発信等）

第十五条 県は、県の文化芸術の県内外への周知を図るため、県の文化芸術に関し、事例の把握、情報の収集、発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、文化芸術に係る国内外の交流の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（県民の鑑賞等の機会の充実）

第十七条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（県民の文化芸術活動の充実）

第十八条 県は、年齢又は障害の有無にかかわらず、県民が行う文化芸術活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（教育における文化芸術活動の充実）

第十九条 県は、幼児期の教育、学校教育等教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校等における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十条 県は、県民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（地域の歴史的又は文化的景観の保全等）

第二十一条 県は、地域の歴史的又は文化的景観を保全し、及び活用するため、必要な施策を講ずるものとする。

（顕彰）

第二十二条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 房総文化憲章



房総の緑と海と土を礎（いしずえ）とし、先人のたゆまぬ努力によってはぐくまれてきた文化を一層発展させ、誇りのもてるふるさと房総を築いていくことは、私たち県民すべての願いです。

社会の移り変わりのなかで、ともすれば失われがちな人と自然との調和や人と人とのきずなを見つめ直し、うるおいや喜びをもたらしてくれる心豊かな県民文化を創造していくことがいま求められています。

私たちは、一人ひとりが文化の担い手であることを自覚し、さまざまな文化との交流を進めつつ、世界に開かれた文化県をめざして、ここに房総文化憲章を定めます。

一人ひとりが文化を愛する心をはぐくみ、県民文化の創造に参加しよう

地域の特色を生かし、水や緑との調和や心のきずなを大切にして、むらやまちづくりを行おう

私たちの財産である伝統文化や文化財を守り、受けついでいこう

空と海とを通じ世界に開かれた房総の特性を生かし、国際文化交流を進めよう

文化の視点に立って行政を進め、心豊かな県民文化の創造を支援しよう

昭和60年11月3日制定

4 令和6年度文化芸術への意識に関するアンケート調査（概要版）

（1）調査の目的

文化芸術に関する県民の関心、要望、意向などをとらえ、次期計画策定のための基礎資料とすることを目的とする。

（2）調査の項目

- ア 鑑賞について
- イ 自分自身の参加・出演について
- ウ 各地域における伝統芸能について
- エ 障害がある方の文化芸術活動について
- オ 文化施設について
- カ 県が実施する事業等について

（3）調査の設計

- ア 調査対象 千葉県在住の満18歳以上の男女個人
- イ 標本数 3,000人
- ウ 抽出方法 層化二段無作為抽出法
※層化二段無作為抽出法とは、行政単位と地域によって県内をブロックに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査区域及び住民基本台帳を利用して（二段）、各地点ごとに一定数のサンプル抽出を行うものである。
- エ 調査方法 郵送法、オンライン調査法の併用
（調査票を郵送送付し、回答を郵送・オンラインで回収する）
- オ 調査時期 令和6年6月18日～7月12日

（4）回収結果

有効回収数（率） 1,206人（40.2%）

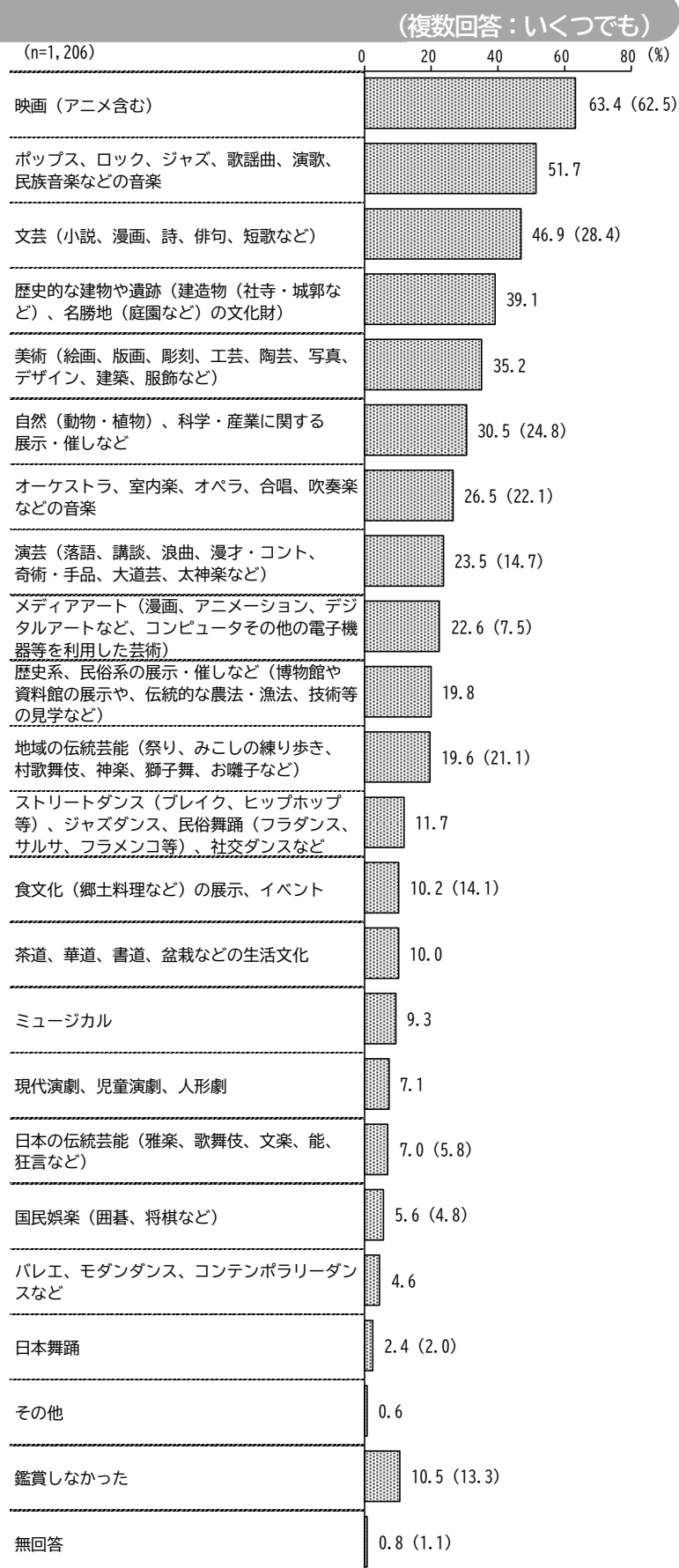
(5) 調査の結果

1 鑑賞について

① 昨年度に鑑賞した文化芸術

昨年度に鑑賞した文化芸術について聞いたところ、「映画(アニメ含む)」(63.4%)が6割を超えて最も高く、以下「ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、演歌、民族音楽などの音楽」(51.7%)、「文芸(小説、漫画、詩、俳句、短歌など)」(46.9%)、「歴史的な建物や遺跡(建造物(社寺・城郭など)、名勝地(庭園など)の文化財)」(39.1%)が続く。

一方で、「鑑賞しなかった」(10.5%)が1割となっている。

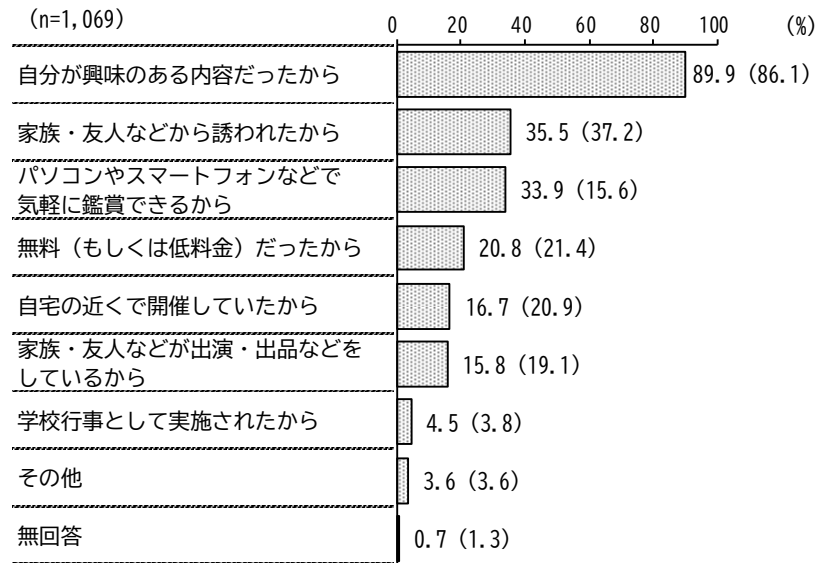


注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=1,052

② 文化芸術を鑑賞した理由

(複数回答：いくつでも)

「昨年度、文化芸術を鑑賞した」と回答した1,069人を対象に、鑑賞した理由を聞いたところ、「自分が興味のある内容だったから」(89.9%)が約9割で最も高く、以下「家族・友人などから誘われたから」(35.5%)、「パソコンやスマートフォンなどで気軽に鑑賞できるから」(33.9%)、「無料(もしくは低料金)だったから」(20.8%)が続く。



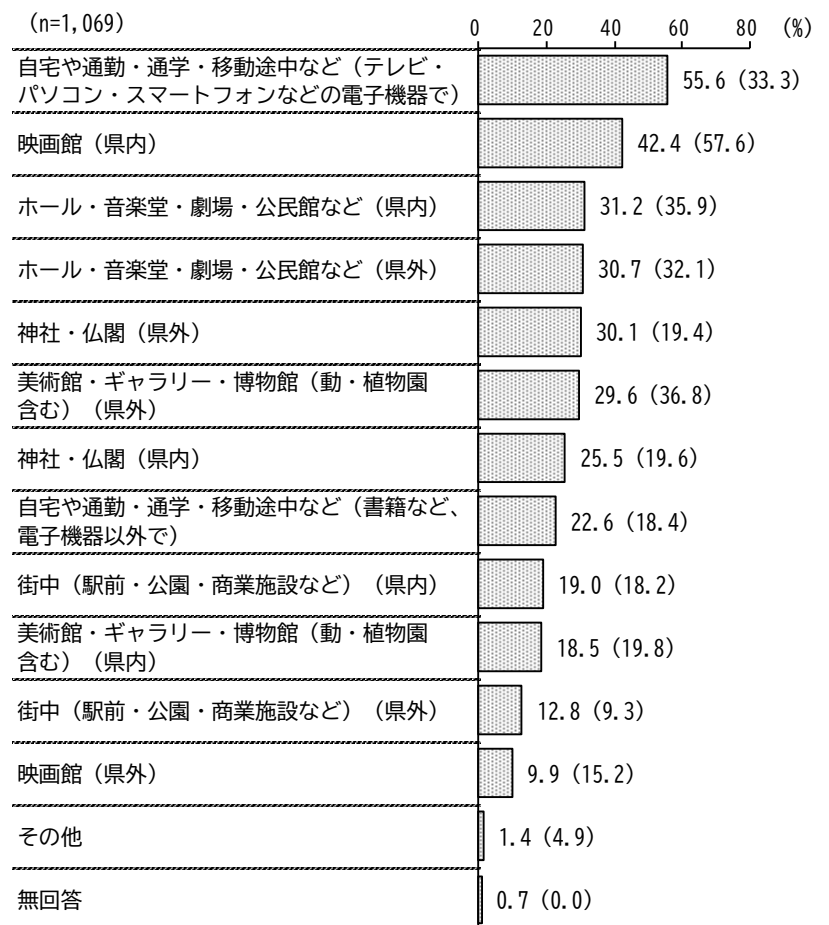
注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=900

③ 文化芸術を鑑賞した場所

(複数回答：いくつでも)

「昨年度、文化芸術を鑑賞した」と回答した1,069人を対象に、鑑賞した場所を聞いたところ、「自宅や通勤・通学・移動途中など(テレビ・パソコン・スマートフォンなどの電子機器で)」(55.6%)が5割台半ばで最も高く、以下「映画館(県内)」(42.4%)、「ホール・音楽堂・劇場・公民館など(県内)」(31.2%)、「ホール・音楽堂・劇場・公民館など(県外)」(30.7%)が続く。

また、「映画館」は『県内』が『県外』に比べ約33ポイント高く、「美術館・ギャラリー・博物館(動・植物園含む)」は『県内』が『県外』に比べ約11ポイント低い。

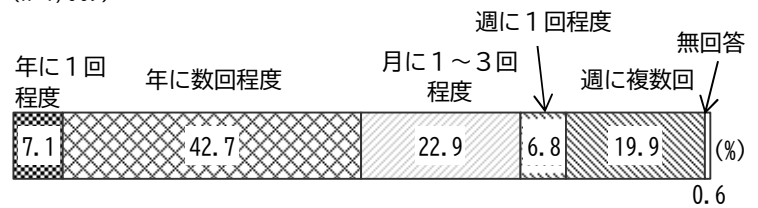


注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=900

④ 昨年度の鑑賞頻度

「昨年度、文化芸術を鑑賞した」と回答した1,069人を対象に、鑑賞頻度を聞いたところ、「年に数回程度」(42.7%)が4割を超えて最も高く、以下「月に1～3回程度」(22.9%)、「週に複数回」(19.9%)、「年に1回程度」(7.1%)、「週に1回程度」(6.8%)となっている。

(n=1,069)



⑤ コロナ禍前と比べた鑑賞頻度の増減

「昨年度、文化芸術を鑑賞した」と回答した1,069人を対象に、コロナ禍前と比べた鑑賞頻度の増減を聞いたところ、「増加した」(32.0%)が3割を超え、「減少した」(21.6%)を上回っている。

また、「変わらない」(42.0%)が4割を超えている。

(n=1,069)

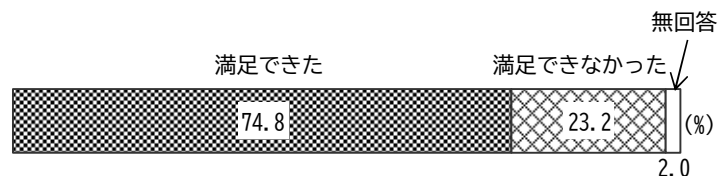


⑥ 鑑賞した回数や内容の満足度

「昨年度、文化芸術を鑑賞した」と回答した1,069人を対象に、鑑賞した回数や内容に満足できたかを聞いたところ、「満足できた」(74.8%)が7割台半ばとなっている。

一方で「満足できなかった」(23.2%)が2割を超えている。

(n=1,069)

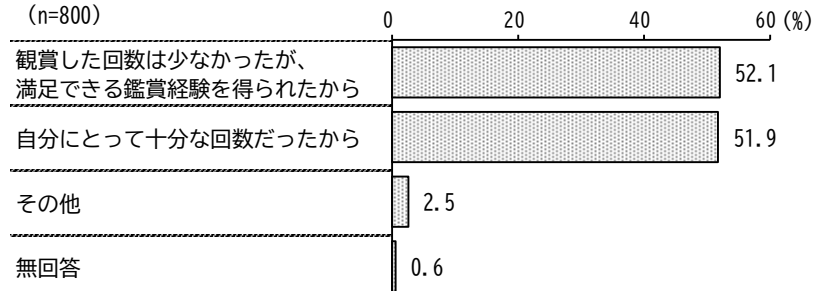


⑦ 「満足できた」理由

(複数回答：いくつでも)

「満足できた」と回答した800人を対象に、その理由を聞いたところ、「観賞した回数は少なかったが、満足できる鑑賞経験を得られたから」(52.1%)、「自分にとって十分な回数だったから」(51.9%)がともに5割を超えている。

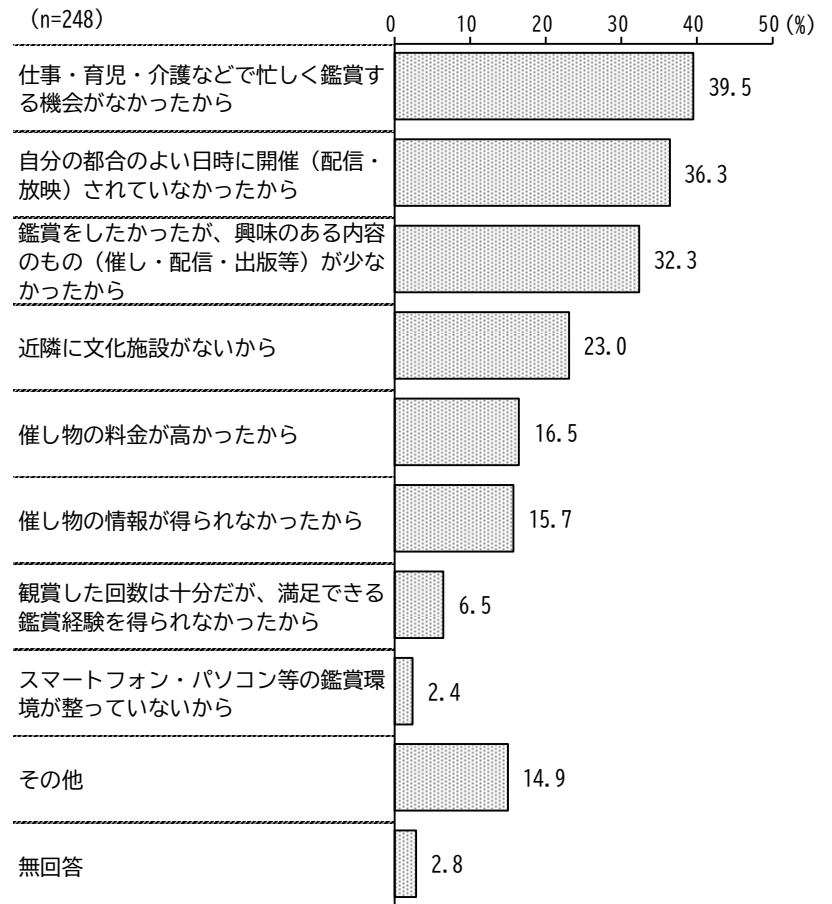
(n=800)



⑧ 「満足できなかった」理由

(複数回答：いくつでも)

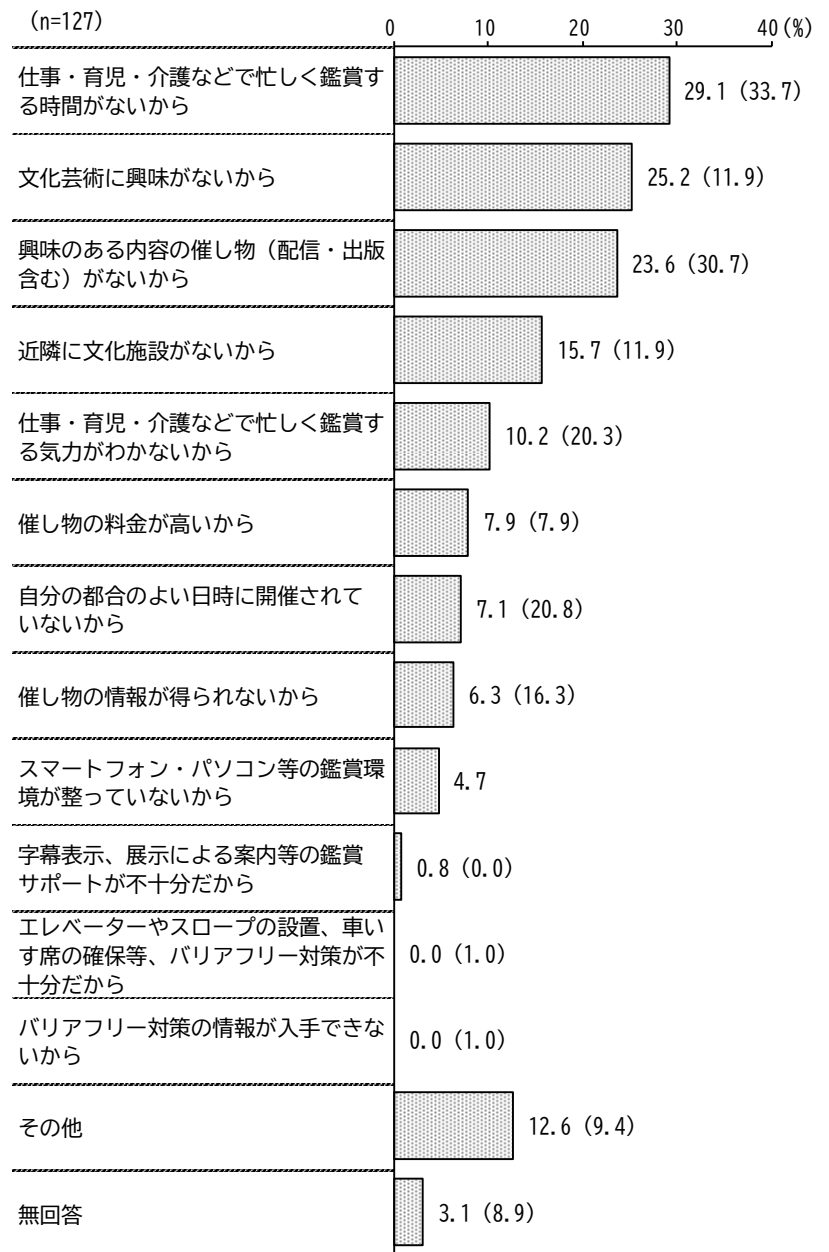
「満足できなかった」と回答した248人を対象に、満足できなかった理由を聞いたところ、「仕事・育児・介護などで忙しく鑑賞する機会がなかったから」(39.5%)が約4割で最も高く、以下「自分の都合のよい日時に開催(配信・放映)されていなかったから」(36.3%)、「鑑賞をしたかったが、興味のある内容のもの(催し・配信・出版等)が少なかったから」(32.3%)、「近隣に文化施設がないから」(23.0%)が続く。



⑨ 文化芸術を鑑賞しなかった理由

(複数回答：いくつでも)

「昨年度に文化芸術を鑑賞しなかった方」127人を対象に、その理由を聞いたところ、「仕事・育児・介護などで忙しく鑑賞する時間がないから」(29.1%)が約3割で最も高く、以下「文化芸術に興味がないから」(25.2%)、「興味のある内容の催し物(配信・出版含む)がないから」(23.6%)、「近隣に文化施設がないから」(15.7%)が続く。



注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=202

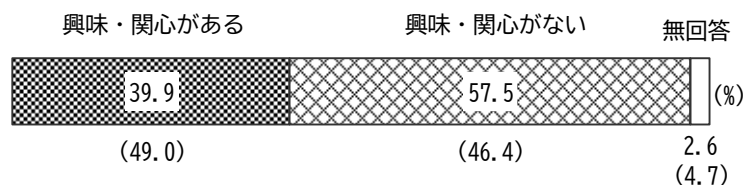
2 自分自身の参加・出演について

① 文化芸術活動を行うことへの興味・関心

文化芸術活動を自分で行う（活動する）ことへの興味・関心を聞いたところ、「興味・関心がある」（39.9%）が約4割となっている。

一方で「興味・関心がない」（57.5%）は約6割となっている。

(n=1,206)



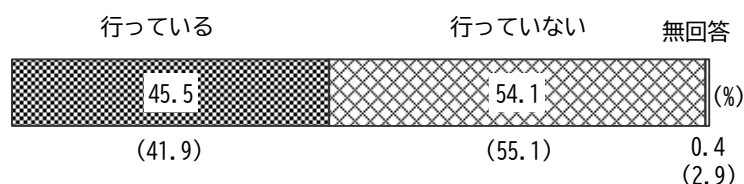
注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=1,052

② 文化芸術活動の実施の有無

文化芸術活動を行うことに「興味・関心がある」と回答した481人を対象に、文化芸術活動を行っているかを聞いたところ、「行っている」（45.5%）が4割台半ばとなっている。

一方で、「行っていない」（54.1%）は5割台半ばとなっている。

(n=481)

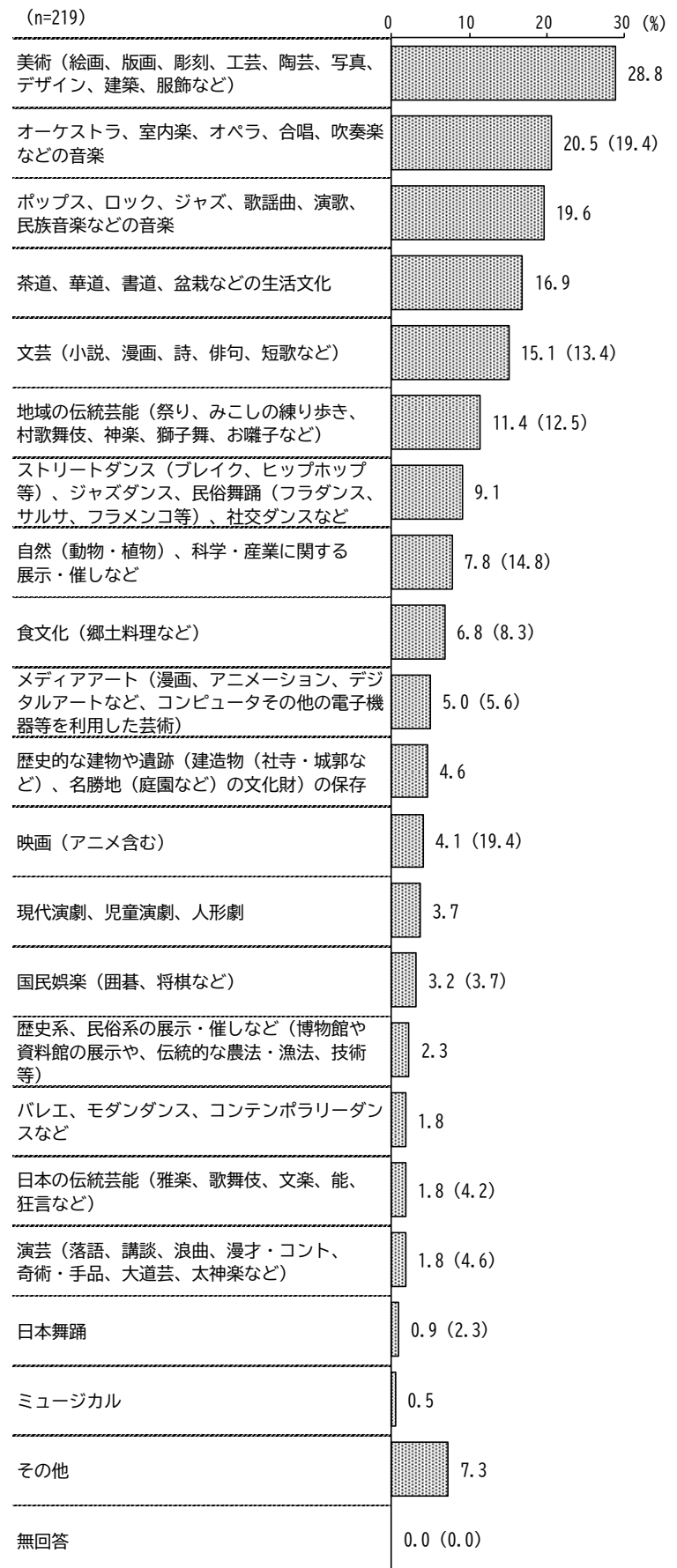


注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=515

③ 実施しているジャンル

(複数回答：いくつでも)

「文化芸術活動を行っている」と回答した219人を対象に、行っているジャンルを聞いたところ、「美術(絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、写真、デザイン、建築、服飾など)」(28.8%)が約3割で最も高く、以下「オーケストラ、室内楽、オペラ、合唱、吹奏楽などの音楽」(20.5%)、「ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、演歌、民族音楽などの音楽」(19.6%)、「茶道、華道、書道、盆栽などの生活文化」(16.9%)が続く。

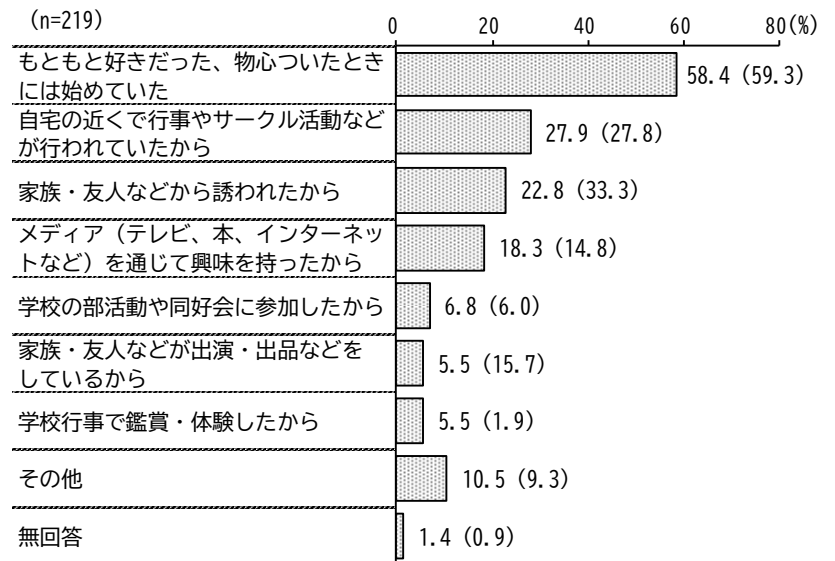


注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=216

④ 文化芸術活動を始めた理由

(複数回答：いくつでも)

「文化芸術活動を行っている」と回答した219人を対象に、文化芸術活動を始めた理由を聞いたところ、「もともと好きだった、物心ついたときには始めていた」(58.4%)が約6割で最も高く、以下「自宅の近くで行事やサークル活動などが行われていたから」(27.9%)、「家族・友人などから誘われたから」(22.8%)、「メディア(テレビ、本、インターネットなど)を通じて興味を持ったから」(18.3%)が続く。

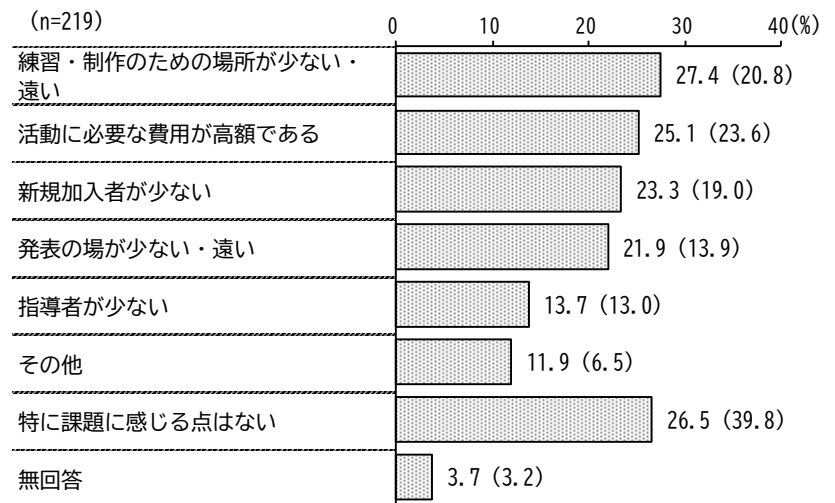


注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=216

⑤ 文化芸術活動を行う際に課題と感じる点

(複数回答：いくつでも)

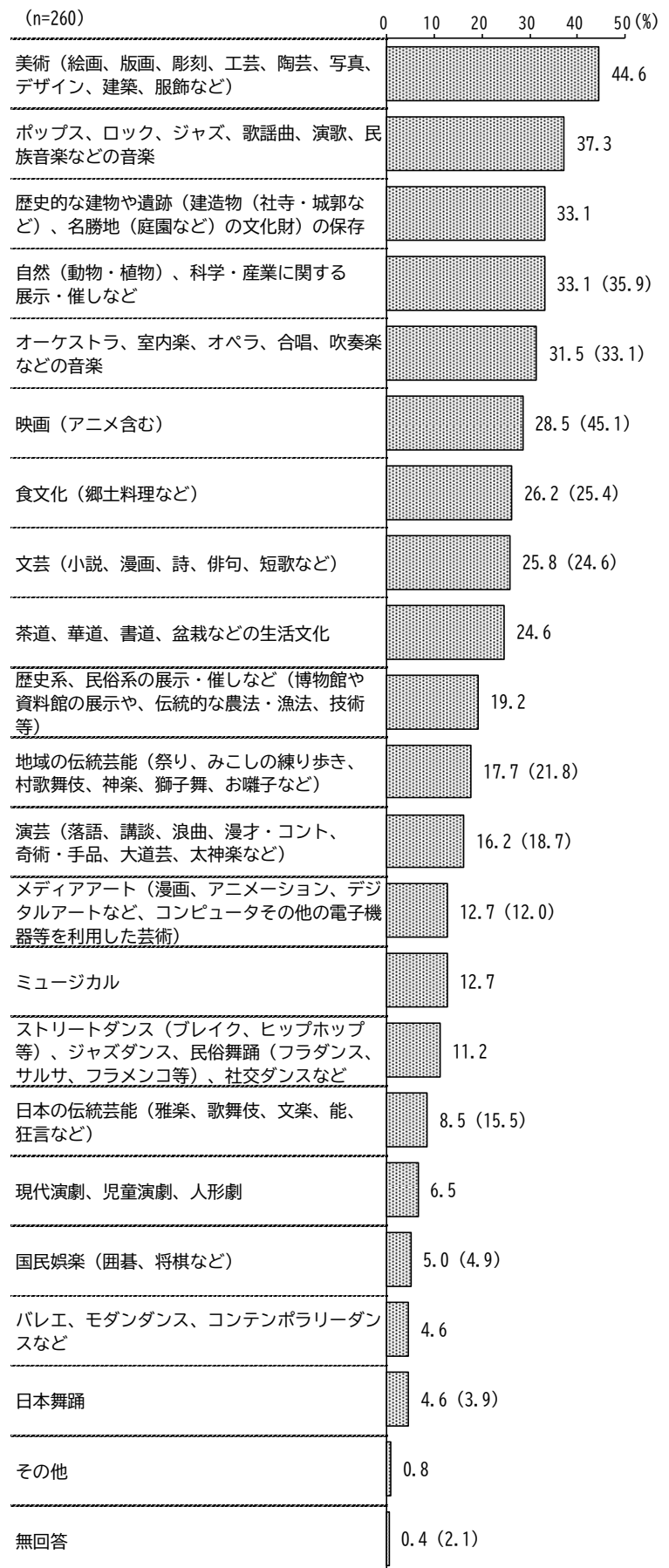
「文化芸術活動を行っている」と回答した219人を対象に、文化芸術活動を行う際に課題と感じる点を聞いたところ、「練習・制作のための場所が少ない・遠い」(27.4%)が約3割で最も高く、以下「活動に必要な費用が高額である」(25.1%)、「新規加入者が少ない」(23.3%)、「発表の場が少ない・遠い」(21.9%)が続く。



注) () の数字は令和元年度の項目による調査結果 n=216
令和元年度調査は「不満や不便な点」の回答結果

⑥ 文化芸術活動を実施していない方の興味・関心があるジャンル（複数回答:いくつでも）

「文化芸術活動に興味・関心があるが実施していない」と回答した260人を対象に、興味・関心があるジャンルを聞いたところ、「美術（絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、写真、デザイン、建築、服飾など）」（44.6%）が4割台半ばで最も高く、以下「ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、演歌、民族音楽などの音楽」（37.3%）、「歴史的な建物や遺跡（建造物（社寺・城郭など）、名勝地（庭園など）の文化財）の保存」（33.1%）、「自然（動物・植物）、科学・産業に関する展示・催しなど」（33.1%）（35.9%）、「オーケストラ、室内楽、オペラ、合唱、吹奏楽などの音楽」（31.5%）（33.1%）、「映画（アニメ含む）」（28.5%）（45.1%）、「食文化（郷土料理など）」（26.2%）（25.4%）、「文芸（小説、漫画、詩、俳句、短歌など）」（25.8%）（24.6%）、「茶道、華道、書道、盆栽などの生活文化」（24.6%）、「歴史系、民俗系の展示・催しなど（博物館や資料館の展示や、伝統的な農法・漁法、技術等）」（19.2%）、「地域の伝統芸能（祭り、みこしの練り歩き、村歌舞伎、神楽、獅子舞、お囃子など）」（17.7%）（21.8%）、「演芸（落語、講談、浪曲、漫才・コント、奇術・手品、大道芸、太神楽など）」（16.2%）（18.7%）、「メディアアート（漫画、アニメーション、デジタルアートなど、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）」（12.7%）（12.0%）、「ミュージカル」（12.7%）、「ストリートダンス（ブレイク、ヒップホップ等）、ジャズダンス、民俗舞踊（フラダンス、サルサ、フラメンコ等）、社交ダンスなど」（11.2%）、「日本の伝統芸能（雅楽、歌舞伎、文楽、能、狂言など）」（8.5%）（15.5%）、「現代演劇、児童演劇、人形劇」（6.5%）、「国民娯楽（囲碁、将棋など）」（5.0%）（4.9%）、「バレエ、モダンダンス、コンテンポラリーダンスなど」（4.6%）、「日本舞踊」（4.6%）（3.9%）、「その他」（0.8%）、「無回答」（0.4%）（2.1%）が続く。

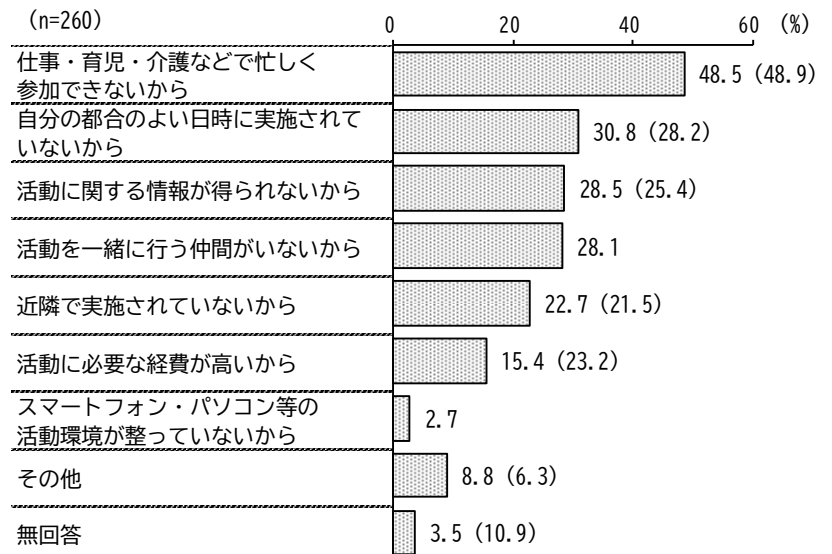


注）（ ）の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n = 284

⑦ 文化芸術活動を行っていない理由

(複数回答：3つまで)

「文化芸術活動に興味・関心があるが行っていない」と回答した260人を対象に、行っていない理由を聞いたところ、「仕事・育児・介護などで忙しく参加できないから」(48.5%)が約5割で最も高く、以下「自分の都合のよい日時に実施されていないから」(30.8%)、「活動に関する情報が得られないから」(28.5%)、「活動と一緒にやる仲間がいないから」(28.1%)、「近隣で実施されていないから」(22.7%)、「活動に必要な経費が高いから」(15.4%)、「スマートフォン・パソコン等の活動環境が整っていないから」(2.7%)、「その他」(8.8%)、「無回答」(3.5%)が続く。



注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=284

③ 各地域における伝統芸能について

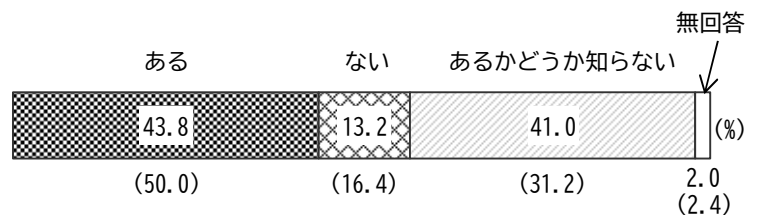
① 居住地域において継承されている伝統芸能の有無

お住まいの地域で継承されている伝統芸能があるかを聞いたところ、「ある」(43.8%)が4割台半ばとなっている。

一方で「ない」(13.2%)が1割を超えている。

また、「あるかどうか知らない」(41.0%)が4割を超えている。

(n=1,206)



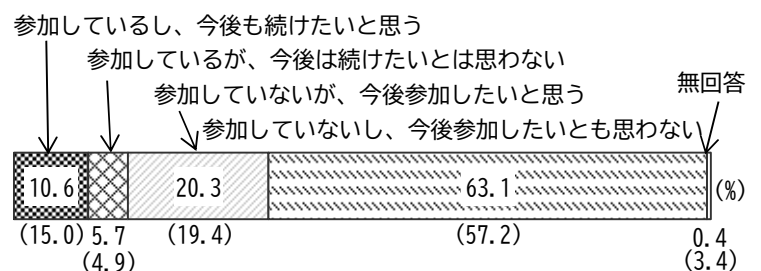
注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=1,052

② 居住地域における伝統芸能への参加有無及び今後の意向

「お住まいの地域で継承されている伝統芸能がある」と回答した528人を対象に、担い手として参加の有無と今後の意向を聞いたところ、「参加しているし、今後も続けたいと思う」(10.6%)は1割となっている。

一方で、「参加していないし、今後参加したいとも思わない」(63.1%)が6割を超えて最も高くなっている。

(n=528)

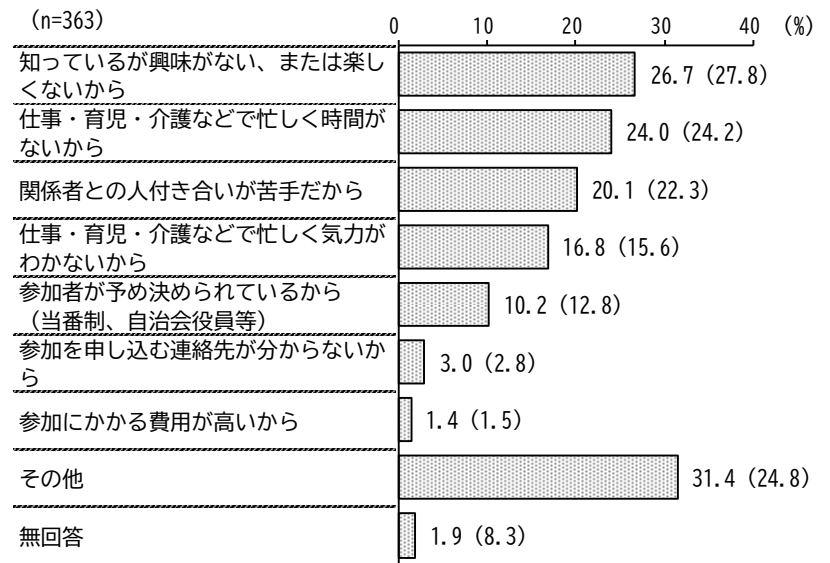


注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=526

③ 居住地域における伝統芸能に今後参加したくない理由

(複数回答：3つまで)

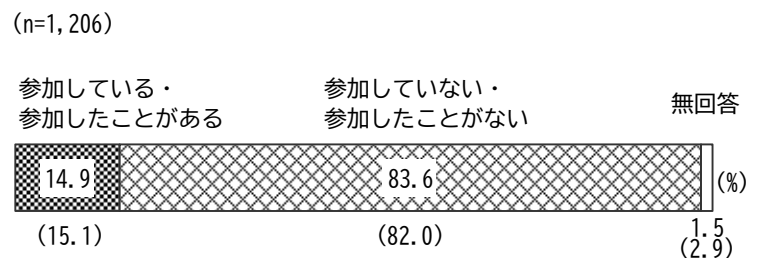
お住まいの地域で継承されている伝統芸能がある方で、担い手として「参加しているが今後は続けたいとは思わない」または「参加していないし、今後参加したいとも思わない」と回答した363人を対象に、その理由を聞いたところ、「知っているが興味がない、または楽しくないから」(26.7%)が2割台半ばで最も高く、以下「仕事・育児・介護などで忙しく時間がないから」(24.0%)、「関係者との人付き合いが苦手だから」(20.1%)、「仕事・育児・介護などで忙しく気力がわかないから」(16.8%)が続く。



注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=327

④ 居住地域以外での伝統芸能への参加有無

お住まいの地域以外で伝統芸能に担い手として参加経験があるかを聞いたところ、「参加している・参加したことがある」(14.9%)が1割台半ばとなっている。一方で「参加していない・参加したことがない」(83.6%)は8割台半ばとなっている。

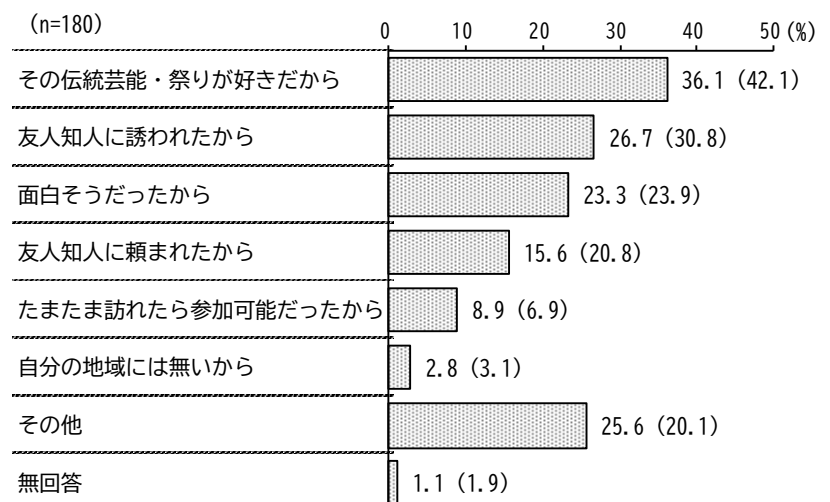


注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=1,052

⑤ 居住地域以外での伝統芸能への参加理由

(複数回答：いくつでも)

「お住まいの地域以外で伝統芸能に担い手として参加経験がある」と回答した180人を対象に、参加理由を聞いたところ、「その伝統芸能・祭りが好きだから」(36.1%)が3割台半ばで最も高く、以下「友人知人に誘われたから」(26.7%)、「面白そうだったから」(23.3%)、「友人知人に頼まれたから」(15.6%)が続く。



注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=159

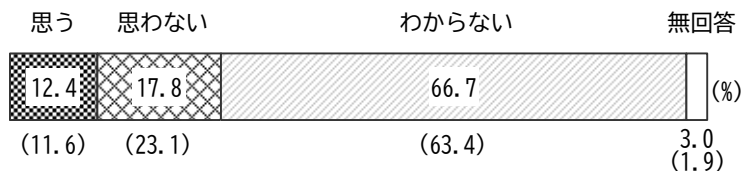
4 障害がある方の文化芸術活動について

① 障害の有無に関わらず文化芸術活動について鑑賞・参加できる機会

障害の有無に関わらず文化芸術活動について鑑賞・参加できる機会が十分にあると思うかを聞いたところ、「思う」(12.4%)が1割を超えている。

一方で、「思わない」(17.8%)が約2割、「わからない」(66.7%)が6割台半ばとなっている。

(n=1,206)



注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=1,052

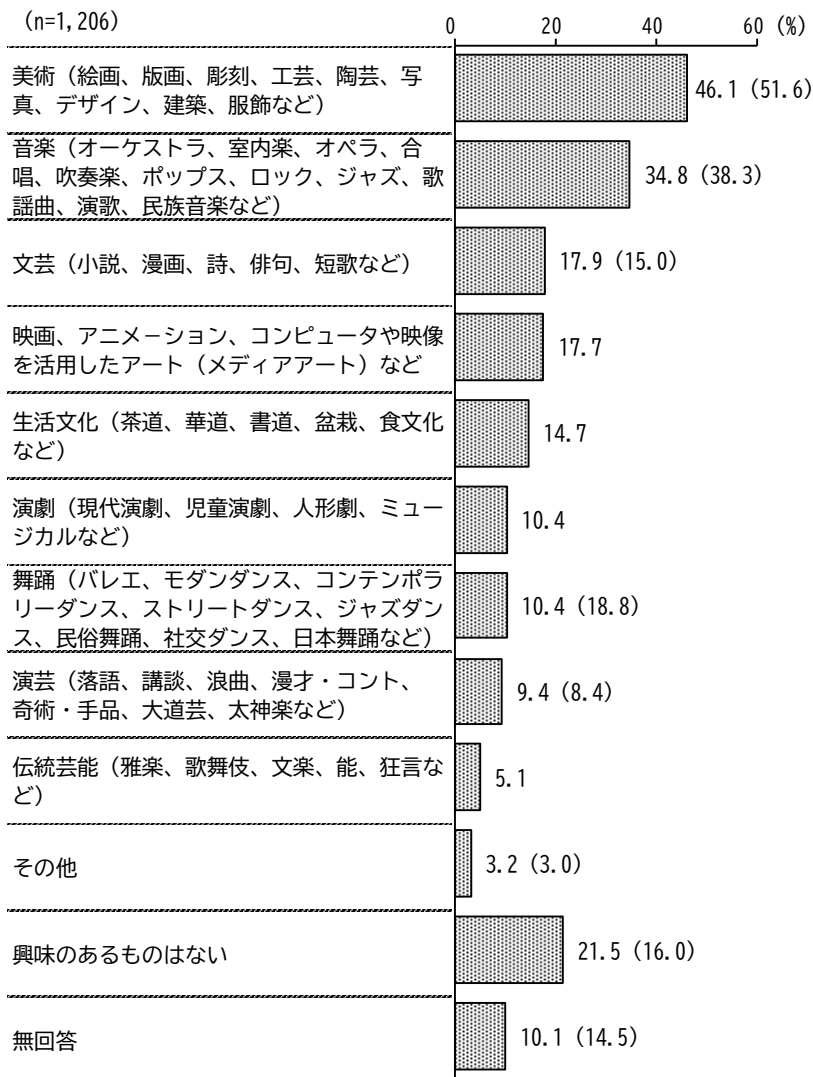
② 障害のある方の文化芸術活動で興味があるもの

(複数回答：いくつでも)

障害のある方の文化芸術活動で興味があるものを聞いたところ、「美術(絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、写真、デザイン、建築、服飾など)」(46.1%)が4割台半ばで最も高く、以下「音楽(オーケストラ、室内楽、オペラ、合唱、吹奏楽、ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、演歌、民族音楽など)」(34.8%)、「文芸(小説、漫画、詩、俳句、短歌など)」(17.9%)、「映画、アニメーション、コンピュータや映像を活用したアート(メディアアート)など」(17.7%)が続く。

また、「興味のあるものはない」(21.5%)が2割を超える。

(n=1,206)



注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=1,052

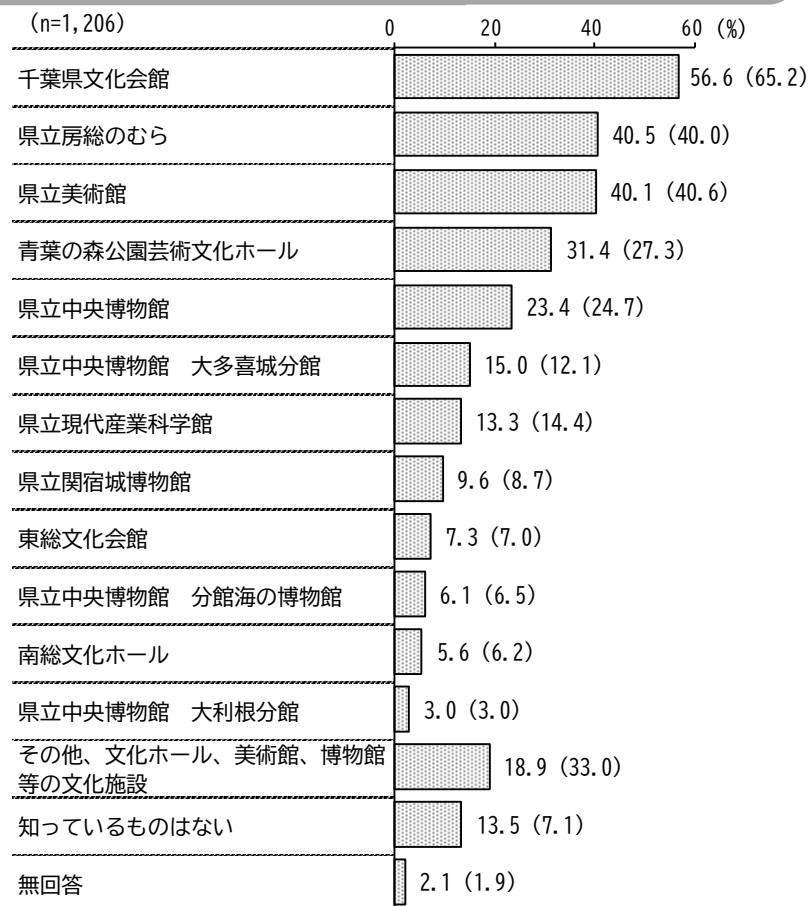
5 文化施設について

① 県内文化施設の認知

(複数回答：いくつでも)

千葉県内の文化施設で知っているものを聞いたところ、「千葉県文化会館」(56.6%)が5割台半ばで最も高く、以下「県立房総のむら」(40.5%)、「県立美術館」(40.1%)、「青葉の森公園芸術文化ホール」(31.4%)が続く。

また、「知っているものはない」(13.5%)は1割台半ばとなっている。



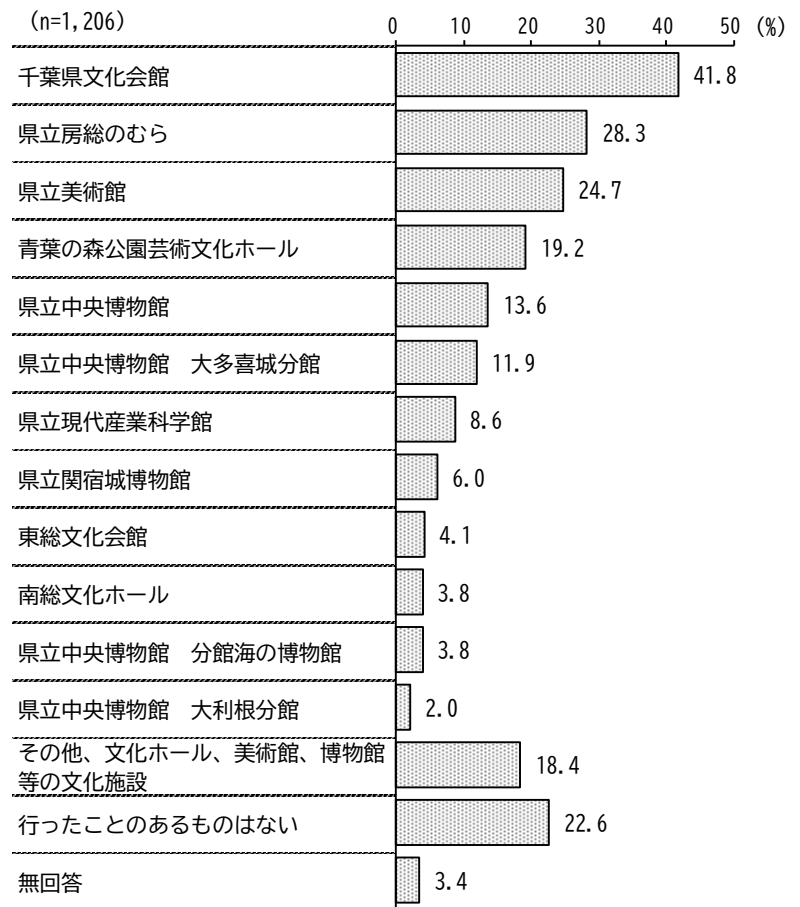
注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=1,052

② 県内文化施設の利用経験

(複数回答：いくつでも)

千葉県内の文化施設で行ったことがあるものを聞いたところ、「千葉県文化会館」(41.8%)が4割を超えて最も高く、以下「県立房総のむら」(28.3%)、「県立美術館」(24.7%)、「青葉の森公園芸術文化ホール」(19.2%)が続く。

また、「行ったことのあるものはない」(22.6%)は2割を超えている。

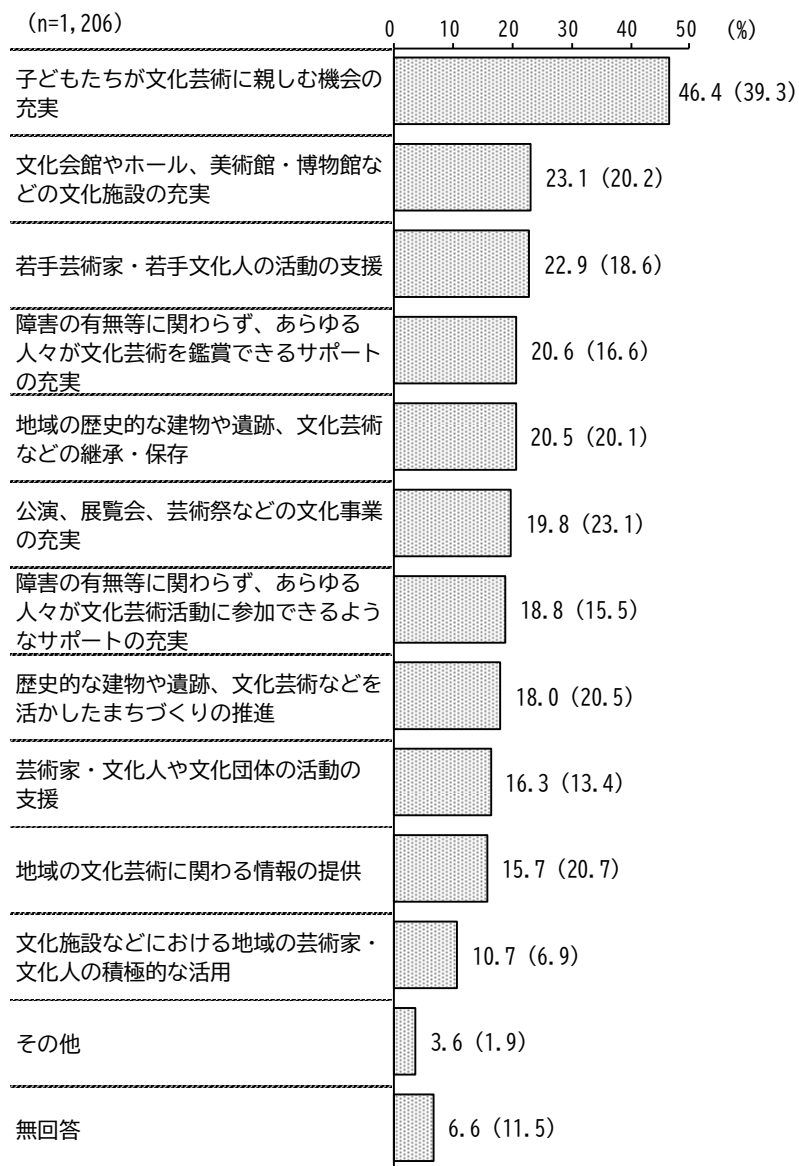


6 県が実施する事業等について

① 県が積極的に取り組むべき分野

(複数回答：3つまで)

千葉県が積極的に取り組むべき分野を聞いたところ、「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」(46.4%)が4割台半ばで最も高く、以下「文化会館やホール、美術館・博物館などの文化施設の充実」(23.1%)、「若手芸術家・若手文化人の活動の支援」(22.9%)、「障害の有無等に関わらず、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞できるサポートの充実」(20.6%)が続く。



注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=1,052

5 千葉県内の文化施設等

○施設数

(令和6年版千葉県教育便覧より)

種別	施設数
文化会館	64 館 (うち県立は6 館)
美術館・博物館 (登録博物館及び指定施設) ※分館及び博物館類似施設を除く	48 館 (うち県立は5 館)
図書館	本館 78 館、分館 66 館 (うち県立は本館 3 館)

○文化会館設置状況

(令和6年版千葉県教育便覧より)

県立施設		その他施設	
施設名	所在市町村	施設名	所在市町村
千葉県文化会館	千葉市	成田国際文化会館	成田市
千葉県東総文化会館	旭市	成田市文化芸術センター	成田市
千葉県南総文化ホール	館山市	佐倉市民音楽ホール (佐倉ハーモニーホール)	佐倉市
青葉の森公園芸術文化ホール	千葉市	東金文化会館	東金市
千葉県福祉ふれあいプラザ	我孫子市	習志野文化ホール (休館中)	習志野市
さわやかちば県民プラザ	柏市	習志野市民ホール (旧:習志野市民会館)	習志野市
その他施設		柏市民文化会館	柏市
施設名	所在市町村	アミューゼ柏	柏市
千葉市民会館	千葉市	勝浦市芸術文化交流センターKüste	勝浦市
千葉市文化センター	千葉市	市原市市民会館	市原市
千葉市若葉文化ホール	千葉市	市原市勤労会館 you ホール (休館中)	市原市
千葉市美浜文化ホール	千葉市	流山市文化会館	流山市
銚子市青少年文化会館 (H31. 4. 1~休館)	銚子市	流山市おおたかの森ホール (スターツおおたかの森ホール)	流山市
市川市文化会館	市川市	八千代市市民会館	八千代市
市川市行徳公会堂 (行徳文化ホール I&I)	市川市	八千代市勝田台文化センター	八千代市
市川市八幡市民会館 (全日警ホール)	市川市	八千代市八千代台文化センター	八千代市
船橋市民文化ホール	船橋市	きらり鎌ヶ谷市民会館	鎌ヶ谷市
船橋市民文化創造館 (きららホール)	船橋市	君津市民文化ホール	君津市
木更津市民会館	木更津市	浦安市文化会館	浦安市
松戸市民会館	松戸市	浦安市民プラザ Wave101	浦安市
松戸市民劇場	松戸市	浦安音楽ホール (J:COM 浦安音楽ホール)	浦安市
松戸市文化会館 (森のホール 21)	松戸市	四街道市文化センター	四街道市
野田市文化会館 (野田ガスホール)	野田市	袖ヶ浦市民会館	袖ヶ浦市
櫛のホール・小ホール	野田市	印西市文化ホール	印西市
茂原市東部台文化会館	茂原市	白井市文化センター (白井市文化会館)	白井市

その他施設		その他施設	
施設名	所在市町村	施設名	所在市町村
匝瑳市民ふれあいセンター	匝瑳市	プリミエール酒々井	酒々井町
香取市佐原文化会館	香取市	ふれあいプラザさかえ	栄町
香取市小見川市民センターいぶき館	香取市	神崎ふれあいプラザ	神崎町
山武市成東文化会館のぎくプラザ	山武市	多古町コミュニティプラザ文化ホール	多古町
山武市さんぶの森文化ホール	山武市	東庄町公民館	東庄町
いすみ市夷隅文化会館	いすみ市	芝山文化センター	芝山町
いすみ市大原文化センター	いすみ市	睦沢ゆうあい館	睦沢町
いすみ市岬ふれあい会館	いすみ市	長生村文化会館	長生村

○登録博物館・指定施設設置状況

(令和6年版千葉県教育便覧より)

登録博物館（県立）		登録博物館（その他）	
施設名	所在市町村	施設名	所在市町村
千葉県立美術館	千葉市	佐倉市立美術館	佐倉市
千葉県立中央博物館	千葉市	大原幽学記念館	旭市
千葉県立現代産業科学館	市川市	市原歴史博物館	市原市
千葉県立関宿城博物館	野田市	流山市立博物館	流山市
千葉県立房総のむら	栄町	八千代市立郷土博物館	八千代市
登録博物館（その他）		我孫子市鳥の博物館	我孫子市
施設名	所在市町村	君津市立久留里城址資料館	君津市
千葉市立郷土博物館	千葉市	鋸山美術館（旧金谷美術館）	富津市
千葉市立加曽利貝塚博物館	千葉市	浦安市郷土博物館	浦安市
千葉市動物公園	千葉市	袖ヶ浦市郷土博物館	袖ヶ浦市
市立市川考古博物館	市川市	伊能忠敬記念館	香取市
市立市川歴史博物館	市川市	大網白里市デジタル博物館	大網白里市
市立市川自然博物館	市川市	歴史の里 芝山ミュージアム （休館中）	芝山町
船橋市郷土資料館	船橋市	航空科学博物館	芝山町
船橋市飛ノ台史跡公園博物館	船橋市	芝山町立芝山古墳・はにわ博物館	芝山町
館山市立博物館	館山市	指定施設	
木更津市郷土博物館金のすず	木更津市	施設名	所在市町村
松戸市戸定歴史館	松戸市	千葉市美術館	千葉市
松戸市立博物館	松戸市	千葉経済大学地域経済博物館	千葉市
野田市郷土博物館	野田市	和洋女子大学文化資料館	市川市
上花輪歴史館	野田市	日本大学理工学部科学技術史料センター	船橋市
茂木本家美術館	野田市	宗吾霊宝殿	成田市
茂原市立美術館・郷土資料館	茂原市	D I C川村記念美術館	佐倉市
成田山霊光館	成田市	城西国際大学水田美術館	東金市
成田山書道美術館	成田市	千葉大学海洋バイオシステム研究センター	鴨川市
塚本美術館	佐倉市	鴨川シーワールド	鴨川市

6 国・県指定文化財

(令和7年2月1日現在)

種別			件数等
国・県指定文化財			712 件
	国指定	国宝等	7 件
		重要文化財等	136 件
	県指定		569 件
国重要伝統的建造物群保存地区			1 地区
国選定保存技術			3 件
国登録文化財			318 件
県登録文化財			12 件
国・県記録選択			24 件（国選択 19 件、県選択 5 件）

7 「ちば遺産100選」及び「ちば文化的景観」

平成20年度に県民の投票及び千葉県文化財保護審議会の意見をもとに、県内を8つのゾーンに分け、伝統文化、文化遺産、自然遺産合計100件を「ちば遺産100選」として、また60地区を「ちば文化的景観」として選定しました。

地 域（ゾーン）	ちば遺産100選	ちば文化的景観
干潟の海岸と谷津田景観ゾーン	10 件	5 地区
利根川・江戸川と水運のゾーン	13 件	7 地区
印旛沼の恵みとニュータウンのゾーン	14 件	9 地区
香取の海と水郷、香取神宮・社叢林のゾーン	12 件	4 地区
九十九里浜と地曳漁業・水産業のゾーン	14 件	7 地区
風光明媚な海山と古寺、城ゾーン	11 件	9 地区
黒潮と山の恵みのゾーン	12 件	10 地区
東京湾を望む上総丘陵のゾーン	14 件	9 地区
計	100 件	60 地区

「ちば遺産100選」

	地 域	種別	名 称		地 域	種別	名 称
1	千 潟 の 海 岸 と 谷 津 田 景 観 ゾ ー ン (千葉市・市川市・船橋市・習志野市・八千代市・浦安市)	伝	浅間神社の祭礼と神楽(千葉市)	50	九 十 九 里 浜 (海岸平野)と地曳漁業・水産業のゾーン (銚子市・東金市・旭市・匝瑳市・山武市・横芝光町・多古町・大網白里町・九十九里町・芝山町・横芝光町・白子町)	伝	九十九里地域の神楽と獅子舞 北之幸谷の獅子舞(東金市)・鎌数の神楽(旭市)・永田旭連の獅子舞(大網白里町)
2		伝	下総三山の七年祭り(千葉市・船橋市・習志野市・八千代市)	51		伝	九十九里大漁節(九十九里町)
3		文	加曽利貝塚(千葉市;国指定)	52		伝	広済寺の鬼来迎(横芝光町;国指定)
4		文	青木昆陽の甘藷試作地(千葉市)	53		文	常灯寺の木造薬師如来坐像(銚子市;国指定)
5		文	旧神谷伝兵衛稲毛別荘(千葉市;国登録)	54		文	栗島台遺跡出土の椰子の実容器と琥珀(銚子市)
6		文	中山法華経寺の日蓮筆『立正安国論』(市川市;国宝)	55		文	大原幽学遺跡旧宅・墓および宅地耕地地割(旭市;国指定)
7		文	中山法華経寺の伽藍(市川市;国指定)	56		文	飯高檀林跡《飯高寺》(匝瑳市;講堂・鼓楼・鐘楼・総門;国指定)
8		自	検見川の大賀蓮(千葉市)	57		文	宮谷県庁跡(大網白里町)
9		自	葛飾八幡宮の千本イチョウ(市川市;国指定)	58		文	芝山古墳群と埴輪(芝山町・横芝光町;古墳群;国指定)
10		自	三番瀬と谷津干潟(市川市・船橋市・習志野市・浦安市)	59		自	犬吠埼白亜紀浅海堆積物とアンモナイト化石(銚子市;国指定)
11	利 根 川 ・ 江 戸 川 と 水 運 の ゾ ー ン (松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市)	伝	松戸の万作踊り(松戸市)	60	風 光 明 媚 な 海 山 と 古 寺 、 城 ゾ ー ン (茂原市・勝浦市・いすみ市・一宮町・睦沢町・長生村・長柄町・長南町・大多喜町・御宿町)	自	渡海神社の極相林(銚子市)
12		伝	野田のつく舞(野田市)	61		自	屏風ヶ浦(銚子市)
13		伝	野田のぼっぱか獅子舞(野田市)	62		自	食虫植物群落(東金市・山武市;国指定)
14		文	幸田貝塚出土品(松戸市;国指定)	63		自	山武市のクマガイソウ(山武市)
15		文	旧徳川家松戸戸定邸と庭園(松戸市;国指定)	64		伝	上総十二社祭り(茂原市・いすみ市・一宮町・睦沢町・長生村)
16		文	野田の醤油生産と高梨氏庭園(野田市;国指定)	65		文	妙楽寺の大日如来坐像(睦沢町;国指定)
17		文	北ノ作1・2号墳(柏市)	66		文	長柄横穴群(長柄町;国指定)
18		文	利根運河(流山市)	67		文	笠森寺観音堂(長南町;国指定)
19		文	相馬郡衛正倉跡(我孫子市)	68		文	渡辺家住宅(大多喜町;国指定)
20		文	下総小金中野牧の捕込跡(鎌ヶ谷市;国指定)	69		文	大多喜藩初代藩主の本多忠勝像(大多喜町)
21		自	浅間神社の極相林(松戸市)	70		文	上総大多喜城本丸跡(大多喜町)
22		自	柏市内、手賀沼上流域の森林と水辺(柏市)	71		自	ミヤコタナゴ(千葉県内;国指定)
23		自	鎌ヶ谷市内の社叢林 八幡春日神社・根頭神社の森(鎌ヶ谷市)	72		自	鶴枝ヒメハルゼミ発生地(茂原市;国指定)
24	印 旛 沼 の 恵 み と ニ ュ ー タ ウ ン の ゾ ー ン (成田市・佐倉市・酒々井町・印旛村・本埜村・栄町)	伝	武術 立身流(佐倉市)	73	黒 潮 と 山 の 恵 み の ゾ ー ン (館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)	自	太東海浜植物群落(いすみ市;国指定)
25		文	成田山新勝寺の伽藍(成田市;国指定)	74		自	笠森寺自然林(長南町;国指定)
26		文	南羽島中嶋第1遺跡第1号土坑出土遺物(成田市;国指定)	75		伝	安房やわたんまち(館山市)
27		文	旧堀田家住宅と庭園(佐倉市;国指定)	76		伝	吉保八幡のやぶさめ(鴨川市)
28		文	旧川崎銀行佐倉支店(佐倉市)	77		伝	白間津のオオマチ行事(南房総市;国指定)
29		文	鹿山文庫関係資料(佐倉市)	78		文	那古寺観音堂・多宝塔及び銅造千手観音立像(館山市;銅造千手観音立像;国指定)
30		文	佐倉順天堂(佐倉市)	79		文	館山市内の洞穴遺跡 大寺山洞穴・鉈切洞穴・安房神社洞窟遺跡(館山市)
31		文	本佐倉城跡(佐倉市・酒々井町;国指定)	80		文	館山市内の戦争遺跡群(館山市)
32		文	清戸の泉(白井市)	81		文	里見氏関係城郭群(館山市・南房総市)
33		文	松虫寺の薬師如来像(七仏薬師)(印旛村;国指定)	82		文	嶺岡山系の牧遺構(鴨川市)
34		文	龍角寺と銅造薬師如来坐像(栄町;国指定)	83		文	波の伊八と後藤の宮彫り彫刻(鴨川市)
35		文	岩屋古墳と龍角寺古墳群(栄町・成田市;国指定)	84		自	沼のサンゴ層(館山市)
36		自	麻賀多神社の森(成田市)	85		自	清澄の大スギ(鴨川市;国指定)
37		自	木下貝層(印西市;国指定)	86		自	鴨川の枕状溶岩(鴨川市)
38	香 取 の 海 と 水 郷 、 香 取 神 宮 ・ 社 叢 林 の ゾ ー ン (香取市・神崎町・東庄町)	伝	佐原の山車行事(香取市;国指定)	87	東 京 湾 を 望 む 上 総 丘 陵 の ゾ ー ン (木更津市・市原市・君津市・富津市・袖ヶ浦市)	伝	中島の梵天立て(木更津市)
39		伝	香取神宮の神幸祭とおらんだ楽隊(香取市)	88		伝	上総掘り技術と同用具(木更津市・袖ヶ浦市;国指定)
40		伝	武術 天真正伝香取神道流(香取市・成田市・酒々井町)	89		文	長須賀古墳群(金鈴塚古墳)と出土遺物(木更津市;金鈴塚古墳出土遺物;国指定)
41		伝	笹川の神楽(東庄町)	90		文	小櫃川流域の古墳時代前期前方後円墳(木更津市・君津市)
42		文	香取神宮の本殿と楼門(香取市;国指定)	91		文	飯香岡八幡宮の社殿と宝物(市原市;本殿;国指定)
43		文	香取神宮の海獣葡萄鏡(香取市;国宝)	92		文	王賜銘鉄剣(市原市)
44		文	良文貝塚の香炉型顔面付土器(香取市)	93		文	神門5号墳・神門3号墳出土遺物(市原市)
45		文	城山一号古墳の出土品(香取市)	94		文	上総国分僧寺・尼寺と出土遺物(市原市;僧寺跡・尼寺跡;国指定)
46		文	伊能忠敬旧宅と遺品(香取市;国指定)	95		文	姉ヶ崎古墳群(市原市)
47		自	府馬の大クス(香取市;国指定)	96		文	内裏塚古墳群と出土遺物(富津市;内裏塚古墳;国指定)
48		自	香取神宮の森(香取市)	97		自	三石山自然林(君津市)
49		自	神崎森・神崎の大クス(神崎町;神崎の大クス;国指定)	98		自	高岩山のサル生息地(君津市・富津市;国指定)
		伝:伝統文化 文:文化遺産 自:自然遺産		99		自	竹岡のヒカリモ発生地(富津市;国指定)
		*順番は、ゾーンごとに市町村順になっています		100		自	大福山自然林(市原市)

*多くの「ちば遺産」を広く選定できるよう、同一地域の類似した候補は統合しており、投票時の名称と異なるものもあります。

「ちば文化的景観」

	地 域	名 称
1	千潟の海岸と谷津田景観ゾーン	千葉市幕張新都心の都市景観と稲毛・検見川周辺の旧海岸景観
2		千葉市大草の谷津田景観・四街道市山梨・中台の谷津田景観
3		千葉市の御茶屋御殿跡と御成街道の景観
4		市川市中山法華経寺の門前町景観
5		船橋の漁港景観
6	利根川・江戸川と水運のゾーン	●松戸市矢切の渡しの景観
7		野田市利根川の川回しと水辺景観
8		野田市関宿城の城下町景観
9		野田市の醤油醸造景観
10		柏市「布施弁天」と「あけぼの山農業公園」の利根川流域の景観
11		流山市江戸川流域のクネ(高垣)の屋敷景観
12	印旛沼の恵みとニュータウンのゾーン	我孫子市手賀沼の漁業景観
13		成田山新勝寺の門前町景観
14		印旛沼とその周辺の里山景観(成田市・佐倉市・印旛村)
15		佐倉城の城下町景観
16		八街市の屋敷林と畑地景観
17		白井市平塚地区の水田と集落景観
18		白井市今井の水塚のある集落景観
19		富里市中沢四ツ塚・四ツ又弁天の水田景観
20	香取の海と水郷、香取神宮・社叢林のゾーン	本佐倉城跡と成田街道酒々井宿の町並み景観
21		本埜村押付・栄町布鎌の水塚のある集落景観
22		香取市佐原地区伝統的建造物群と小野川の運河景観
23		香取市佐原の水郷の水田と集落景観
24	九十九里浜(海岸平野)と地曳漁業・水産業のゾーン	香取市香取神宮の社叢景観
25		香取市小野川上流域の谷津田景観
26		銚子市の醤油醸造景観
27		銚子の漁港景観
28		東金の溜め池(八鶴湖・雄蛇ヶ池)と九十九里平野の水田景観
29		旭市榑海と千潟八万石の水田と農村景観
30		山武市の山武杉のある景観
31	風光明媚な海山と古寺、城ゾーン	多古町栗山川流域の谷津田景観
32		九十九里町・白子町の納屋景観と地曳網漁
33		茂原市の六斎市の景観
34		勝浦市鵜原・興津・浜行川等の漁村景観
35		勝浦漁港と朝市景観
36		いすみ市夷隅川中流の山城と水田景観
37		●いすみ市の槇の生垣集落の景観
38		長南町坂本の蓮田景観
39	黒潮と山の恵みのゾーン	一宮町東浪見寺・睦沢町妙楽寺・長南町笠森寺と自然林の山寺景観
40		大多喜城の城下町景観
41		御宿町御宿の海岸景観と月の砂漠・ドンロドリゴ上陸地
42		館山市八幡・南房総市富浦・丸山の槇の生垣の集落景観
43		館山市布良・鴨川市太海・南房総市白浜等の漁村集落景観
44		館山市小網寺、鴨川市清澄寺・大山寺、南房総市小松寺・石堂寺の霊場景観
45		鴨川市曾呂・大山周辺の棚田と集落景観
46		鴨川市天面の漁村集落景観
47		●鴨川市小湊・天津・浜荻の漁村集落景観
48		●鴨川市鯛ノ浦と誕生寺の門前町景観
49	東京湾を望む上総丘陵のゾーン	南房総市地震段丘とお花畑景観
50		●南房総市和田浦の鯨の食文化の景観
51		鋸南町鋸山採石場跡と日本寺の石造物群
52		●東京湾岸の京葉工業地帯の景観
53		東京湾盤州千潟の潮干狩りの景観
54	(木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市・市原市)	木更津市金田の簀立景観
55		●君津市久留里市場の町並みと酒と水の景観
56		富津の漁港景観
57		富津の海苔養殖景観
58		袖ヶ浦市山谷周辺の鎌倉道の景観
59		市原市の西広堰の景観
60		●市原市の谷津田と農村景観

* 順番は、ゾーンごとに市町村順になっています。 ●は、県民の皆さんから提案していただいた景観です。

8 伝統的工芸品の指定状況

県内の伝統的工芸品を地場産業として育成するため、昭和 59 年度に千葉県伝統的工芸品指定制度を発足させ、これまでに 205 件を指定しています。

(令和 7 年 2 月 26 日現在)

工芸品名	件数	工芸品名	件数	工芸品名	件数
織物	4 件	金工品	22 件	和楽器	13 件
染色品	18 件	人形	8 件	神祇品	9 件
紐・刺繍	8 件	郷土玩具	10 件	その他工芸品	55 件
木工品	37 件	和傘	2 件	計 205 件	
竹工品	17 件	筆	2 件		

9 日本遺産「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」

「日本遺産」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。

千葉県では、佐倉市、成田市、香取市、銚子市を舞台としたストーリー「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み～佐倉・成田・佐原・銚子：百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的な町並み群～」が平成 28 年に日本遺産に認定されました。

佐倉道（成田街道）と利根川の水運という江戸につながる 2 つのルートにより、城下町の佐倉、門前町の成田、商家の町の佐原、港町の銚子という 4 つの特色ある都市が発展。かつての江戸の面影を残す文化財がストーリーに含まれ、「世界から一番近い江戸」として、これら四都市では今も東京近郊にありながら江戸情緒を体感することができます。



北総四都市江戸紀行
Hokuso-4cities Edokiko

北総四都市江戸紀行
ロゴマーク

10 ちば文化資産

「ちば文化資産」とは、県内にある文化資産の中から、県民参加によって選ばれた「多様で豊かなちば文化の魅力を特徴づけるモノやコト」です。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に 111 件の文化資産を選定。また、令和 5 年には千葉県誕生 150 周年を記念して、県民の皆さまと新しく 39 件の文化資産を追加選定しました。

伝統的なものから新しいものまで、合計 150 件の文化資産が選ばれています。



ちば文化資産ロゴマーク

「ちば文化資産」一覧

ちば文化資産の名称	所在市町村
稲毛の浅間神社と松林	千葉市
猪鼻城址	千葉市
加曽利貝塚	千葉市
千葉寺と千葉笑い	千葉市
千葉県文化会館	千葉市
千葉市の花「オオガハス」	千葉市
千葉市美術館（旧川崎銀行千葉支店）	千葉市
千葉神社と妙見大祭	千葉市
千葉の親子三代夏祭り	千葉市
千葉ポートタワー・千葉ポートパークと千葉県立美術館	千葉市
幕張新都心	千葉市
葛飾八幡宮と八幡の藪知らず	市川市
行徳の神輿と祭り	市川市
日蓮伝説が遺されている中山法華経寺と中山・若宮界限	市川市
市川市東山魁夷記念館	市川市
ふなばしアンデルセン公園	船橋市
中山競馬場	船橋市
船橋大神宮と神楽	船橋市
習志野ソーセージ	習志野市
谷津干潟	習志野市
京成バラ園 ローズガーデン	八千代市
浦安の文化財住宅	浦安市
内黒田はだか参り	四街道市
下総三山の七年祭り	千葉市、船橋市、習志野市、八千代市
戸定邸と庭園	松戸市
本土寺とあじさい	松戸市
矢切の渡し・野菊の墓文学碑	松戸市
御用醤油醸造所（御用蔵）	野田市
野田のつく舞	野田市
旧手賀教会堂とイコン	柏市
旧吉田家住宅歴史公園	柏市
こんぶくろ池自然博物館	柏市
白樺派と文人の郷	我孫子市
天神坂	我孫子市
布佐地区の江戸文化遺産	我孫子市
鎌ヶ谷大仏と周辺商店街の景観	鎌ヶ谷市
下総小金中野牧跡「捕込」	鎌ヶ谷市
流鉄の景観	松戸市、流山市
利根運河	野田市、柏市、流山市
手賀沼花火大会	柏市、我孫子市
犬吠埼灯台	銚子市
銚子電鉄とその沿線の風景	銚子市
銚子の醤油醸造	銚子市
銚子はね太鼓	銚子市
屏風ヶ浦とジオパーク	銚子市
伊能歌舞伎	成田市
成田山新勝寺・門前町と祇園祭	成田市
国立歴史民俗博物館	佐倉市
佐倉城跡・城下町と時代まつり	佐倉市
佐倉チューリップフェスタ	佐倉市
佐倉の秋祭り	佐倉市
佐倉花火フェスタ（佐倉市民花火大会）	佐倉市
千葉県立佐倉高等学校記念館	佐倉市
DIC 川村記念美術館	佐倉市

（令和7年3月現在）

ちば文化資産の名称	所在市町村
武術 立身流	佐倉市
ぼっち（落花生の野積み）の風景	八街市
清戸の泉	白井市
旧岩崎家末廣別邸	富里市
伊能忠敬旧宅	香取市
香取市佐原重要伝統的建造物群保存地区	香取市
香取神宮と式年神幸祭	香取市
佐原の山車行事	香取市
安食の酉の市	栄町
千葉県立房総のむら	栄町
布鎌惣社水神社の奉納相撲と水塚のある景観	栄町
神崎神社となんじゃもんじゃ	神崎町
多古のしいかご舞	多古町
日本寺・中村檀林跡とあじさい	多古町
芝山仁王尊観音教寺	芝山町
芝山はにわ祭	芝山町
印旛沼と周辺の里山景観	成田市、佐倉市、八千代市、印西市、酒々井町、栄町
龍角寺古墳群・岩屋古墳	成田市、栄町
航空科学博物館と成田空港の景観	成田市、芝山町
ちばの戦国時代・本佐倉城跡	佐倉市、酒々井町
茂原七夕まつり	茂原市
東金駅西口の歴史的建造物群	東金市
八鶴湖	東金市
日吉神社	東金市
大原幽学旧宅	旭市
玉崎神社	旭市
飯高寺（飯高檀林跡）	匝瑳市
八重垣神社祇園祭	匝瑳市
歌人伊藤左千夫の生家	山武市
山武市サマーカーニバル	山武市
県政発祥の地「宮谷県庁跡」	大網白里市
永田旭連の獅子舞	大網白里市
鬼来迎	横芝光町
芥川荘	一宮町
玉前神社とその門前町	一宮町
釣ヶ崎海岸の景観	一宮町
妙楽寺と妙楽寺の森	睦沢町
岩沼の獅子舞	長生村
白子神社	白子町
長柄横穴群	長柄町
笠森寺観音堂	長南町
九十九里地域の大漁節	大網白里市、九十九里町等の九十九里地域
九十九里浜の景観	九十九里浜沿岸
青木繁「海の幸」記念館・小谷家住宅	館山市
安房国一宮 安房神社	館山市
沖ノ島周辺の景観	館山市
館山城・城山公園と館山湾	館山市
館山湾花火大会	館山市
勝浦朝市	勝浦市
勝浦大漁まつり	勝浦市
勝浦タンタンメン	勝浦市
かつうらビッグひな祭り	勝浦市
遠見岬神社	勝浦市
大山千枚田と棚田のあかり	鴨川市

ちば文化資産の名称	所在市町村
清澄寺と清澄山	鴨川市
仁右衛門島と仁右衛門旧宅	鴨川市
白浜海女まつり	南房総市
高家神社と庖丁式	南房総市
野島埼灯台	南房総市
大原はだか祭り	いすみ市
大多喜城と城下町	大多喜町
大多喜町役場庁舎（中庁舎）	大多喜町
日西墨三国交通発祥記念之碑	御宿町
安房国司祭やわたんまち	館山市、南房総市
房総フラワーライン	館山市、南房総市
嶺岡牧	鴨川市、南房総市
波の伊八（欄間彫刻）	鴨川市、南房総市、 いすみ市等
捕鯨	南房総市、鋸南町
いすみ鉄道の景観	いすみ市、大多喜町
くじらのたれ	安房地域
木更津港まつり	木更津市
東京湾アクアラインと海ほたるの景観	木更津市
飯香岡八幡宮本殿	市原市
市原の柳楯神事	市原市
上総国分寺跡、上総国分尼寺跡	市原市

ちば文化資産の名称	所在市町村
養老川流域田淵の地磁気逆転地層（チバニアン）	市原市
大戸見の神楽	君津市
鹿野山九十九谷展望公園	君津市
三島の棒術と羯鼓舞	君津市
竹岡式ラーメン	富津市
上総掘りの技術	袖ヶ浦市
東金御成街道	千葉市、船橋市、東金市、 習志野市、四街道市、八街市
京葉臨海コンビナートの夜景	千葉市、市原市、袖ヶ浦市
参勤の道・ご利益の道「成田街道（佐倉道）」と沿道歴史文化遺産	市川市、船橋市、成田市、 佐倉市、八千代市、酒々井町
潮干狩り	船橋市、木更津市、富津市
手賀沼周辺の公園群	柏市、我孫子市
印旛沼龍神伝説を伝える三寺（龍角寺・龍腹寺・龍尾寺）	栄町、印西市、匝瑳市
両総用水施設と十枝の森	茂原市、成田市、東金市、 匝瑳市、香取市、山武市、 大網白里市、神崎町、多古町、 九十九里町、横芝光町、 一宮町、長生村、白子町
天保水滸伝を伝えるゆかりの地	旭市、東庄町
東京湾や沿岸に残る戦跡	館山市、富津市、南房総市 等
上総十二社祭り	一宮町等近隣の市町村
小湊鉄道とその沿線の景観	市原市、大多喜町
鋸山の房州石石切場と日本寺	富津市、鋸南町
サーフィンの聖地外房	外房地域
なめろう	沿岸地域
太巻き寿司	県内全域

1 1 令和6年度千葉県文化芸術推進懇談会委員

(50音順、敬称略、役職名は令和7年3月現在)

氏名	役職名
石橋 拓也	公益財団法人千葉県文化振興財団 常務理事
植田 憲	千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート デザイン文化計画研究室 教授
垣内 恵美子	政策研究大学院大学 名誉教授
菊池 健策	神奈川大学 非常勤講師
草加 叔也	有限会社空間創造研究所 取締役
河野 安勝	千葉県高等学校文化連盟 会長 (千葉県立長生高等学校 校長)
こまちだ たまお	たまあーと創作工房 代表 株式会社いろだま 代表 千葉県障害者芸術文化活動支援センター センター長
佐々木 敏春	公共財団法人千葉市文化振興財団 常務理事
椎名 喜予	佐原商工会議所 まちづくり観光室長・ 特定非営利活動法人佐原アカデミア 事務局長
椎名 誠	公益社団法人千葉県観光物産協会 相談役
西 伸介	株式会社オリエンタルランド エンターテイメント本部 エンターテイメント企画室長

1 2 「第2次千葉県文化芸術推進基本計画」策定の経緯

年度	月日	懇談会等	主な内容
令和5年度	5月26日	第1回懇談会	計画の進捗状況について
	8月24日	第2回懇談会	次期計画の策定について
	10月27日～11月30日	調査の実施	県内文化芸術団体、障害者福祉事業所等 へアンケート
	1月26日	第3回懇談会	団体等へのアンケート調査結果の報告、 現状分析及び方向性の整理、次年度委託 調査の調査内容について
令和6年度	5月27日	第1回懇談会	骨子案
	6月18日～7月12日	委託調査の実施	県民に対し、文化芸術への意識に関する アンケート調査
	10月8日	第2回懇談会	県民アンケート調査結果の報告
	12月13日	第3回懇談会	原案
	12月20日～1月23日	パブリックコメント	ちばづくり県民コメント制度に基づく 意見募集
	3月13日	第4回懇談会	最終案

第2次千葉県文化芸術推進基本計画

令和7年3月

策定・発行 千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号

電 話 043-223-2408

FAX 043-224-2851



千葉県ホームページ「ちば文化交流ボックス」
千葉県の文化芸術の情報はこちらを御覧ください